

## 8 資料編

### (1) 計画改定の経緯

#### 1) 検討経緯

本計画の内容については、文京区緑の基本計画改定協議会にて検討を行いました。また、庁内における検討は、文京区緑の基本計画改定協議会幹事会で行いました。

なお、令和元(2019)年12月6日から令和2(2020)年1月6日まで文京区みどりの基本計画(素案)に対するパブリックコメントを実施しました。

#### 文京区緑の基本計画改定協議会の検討経緯

回数	開催日	検討内容等
1	令和元(2019)年 5月27日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現行計画に対する取組と文京区のみどりの現状について</li> <li>➤ 現状から見えてきた課題について</li> </ul>
2	令和元(2019)年 9月9日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 文京区みどりの基本計画(原案)について</li> </ul>
3	令和元(2019)年 11月11日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 文京区みどりの基本計画(素案)について</li> </ul>
4	令和2(2020)年 1月20日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 文京区みどりの基本計画(案)について</li> <li>➤ 文京区みどりの基本計画(素案)に対するパブリックコメントの結果について</li> </ul>

#### 文京区緑の基本計画改定協議会幹事会の検討経緯

回数	開催日	検討内容等
1	令和元(2019)年 8月5日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 文京区みどりの基本計画(原案)について</li> <li>➤ 原案に関する意見について</li> </ul>
2	令和元(2019)年 11月1日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 文京区みどりの基本計画(素案)について</li> </ul>
3	令和2(2020)年 1月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 文京区みどりの基本計画(案)について</li> <li>➤ 文京区みどりの基本計画 概要版(案)について</li> <li>➤ 文京区みどりの基本計画(素案)に対する意見について</li> </ul>

#### 2) 委員名簿

文京区緑の基本計画改定協議会の委員は以下のとおりです。

#### 学識経験者・区内関係団体推薦・公募区民

氏名	種別	所属
横張 真	学識経験者	東京大学大学院教授
坂井 文	学識経験者	東京都市大学教授
杉田 明治	区内関係団体推薦	文京区町会連合会
川上 延美	区内関係団体推薦	文京区認可保育園父母の会連絡会
田中 ひとみ	区内関係団体推薦	文京区女性団体連絡会
多田 亨	区内関係団体推薦	一般社団法人 日本樹木医会
菊池 正芳	区内関係団体推薦	公益財団法人 東京都公園協会
瀧野 誠	民間事業者	凸版印刷株式会社 情報コミュニケーション事業本部
井戸下 重信	公募区民	
武田 純子	公募区民	
高柳 茂美	公募区民	
小川 敦史	公募区民	

#### 幹事

氏名	種別	所属
久住 智治	幹事	企画政策部長
高橋 征博	幹事	都市計画部長
中村 賢司	幹事	土木部長
八木 茂	幹事	資源環境部長

## (2) 用語解説

### 【あ行】

#### ○ インセンティブ

広義には人や組織に特定の行動を促す動機づけ、誘因のことを指します。政策目的を実現するための誘導策として、規制緩和や助成金、税制等様々な手法があります。

#### ○ 雨水浸透施設

雨水貯留施設及び雨水浸透施設の総称です。

貯留施設は、公園、校庭、集合住宅の棟間等の空地进行、本来の土地利用機能を損なうことがないよう、比較的浅い水深の雨水を一時的に貯留することにより、雨水の流出抑制を図る施設です。建築物の地下を利用し、設置する貯留槽も含まれます。

浸透施設は、地表、あるいは、地下の浅い所から雨水を地中へ分散、浸透させる施設です。浸透ます、浸透トレンチ、道路浸透ます、雨水浸透ます、透水性舗装、透水井等があります。

#### ○ エコロジカル・ネットワーク

生物多様性の拠点となる緑地を、小規模な緑地や街路樹等をつなぎ、生きものが移動できるようにすることで、多種多様な生きものが暮らしやすい状況がつけられた状態のことをいいます。

#### ○ オープンスペース

公園や広場、公共・公益施設の屋外空間、外構に設置された空地等、建築物によって覆われていない土地の総称です。

#### ○ 温室効果ガス

地球を暖める温室効果の性質を持つ気体です。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄の6種類の気体が対象となっています。

### 【か行】

#### ○ 崖線(がいせん)

河川や海の浸食作用でできた崖地の連なりのことをいいます。

#### ○ 気候変動

地球の気候が何かしらの形で変化すること全般において用いられています。気温の上昇や低下、それ以外にも降水量や雲量の変化等も気候変動の要素に含まれています。

#### ○ グリーンスポット

道路敷地内等の余剰スペースに修景植栽を中心に整備されたもので、都市の中の緑のオアシスとなっています。

## ○ 景観法

良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いある豊かな生活環境の創造及び、個性的で活力ある地域社会の実現を図るため、行為規制や公共施設の特例、支援の方策等を定めた法律です。

## ○ 公開空地

建築物の敷地内の空地のうち、日常一般に不特定の人々に公開される通路や広場等の空間です。このうち、建築基準法 59 条の 2 に規定された総合設計による建築物の敷地内のうち、歩行者が日常自由に通行または利用することのできる部分を指すこともあります。

## ○ 高度地区

都市計画に基づき、市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める制度です。

## 【さ行】

### ○ 市街地再開発事業

市街地開発事業の一つです。都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物と建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う事業です。

### ○ 指定管理者制度

指定管理者制度とは、公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保するしくみを整備し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とした制度です。

### ○ 暑熱環境

熱中症を引き起こす条件として環境は重要ですが、我が国の夏のように蒸し暑い状態では気温だけでは暑さは評価できないため、熱中症に関連する、気温、湿度、日射・輻射、風等の要素を考慮した総合的な環境のことを指します。

### ○ 親水空間

水を主題とし、意図的に水と親しむことを主目的にした場所のことを指します。水にふれること、接することに加え、眺めること等も含まれます。

### ○ 水源涵養(すいげんかんよう)

土壌が降水を貯留して、河川へ流れ込む水の量を平準化することで洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させることをいいます。

### ○ 生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことを指します。生物多様性条約では、「すべての生きも

の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されています。

#### ○ 接道緑化

道路に沿った樹木、植樹帯、生垣(背の低いフェンス、竹組みのもの等を指す)を指します。道路沿いの中を見透かせない塀の内側部分の植栽も接道緑化の対象として算出しています。

#### ○ 総合設計制度

建築基準法第 59 条の2の規定に基づき、一定規模以上の敷地面積及び一定割合以上の空地を有する建築計画について、その容積及び形態の制限を緩和する統一的な基準を設けることにより、建築敷地の共同化及び大規模化による土地の有効かつ合理的な利用の促進並びに公共的な空地空間の確保による市街地環境の整備改善等を図ることを目的として創設された制度です。

### 【た行】

#### ○ 地球温暖化

大気中の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)等の温室効果ガスの量が増えることで、地球全体の平均気温が上昇し続けている現象のことを指します。地球の平均気温は、明治 13(1880)年～平成 24(2012)年において 0.85℃上昇しました。21 世紀末には 0.3～4.8℃上昇すると予測されています。地球温暖化による影響は、氷河の減少や北極・南極の氷の減少など、既に多くの自然環境で見られており、日本においても、異常気象の頻発や洪水、農作物への影響などが想定されています。

#### ○ 地区計画

町丁単位や街区単位などの身近な地区を単位として、住民の皆さんと区が話し合っまちづくりのルールをつくり、地区の特性を活かしたきめ細かいまちづくりを進めていく制度です。

地区計画では、その地区に適したふさわしいまちの姿を定めるとともに、その実現のために、建築物の用途・形態などの制限や、道路・公園など施設の配置・規模について総合的・一体的なルールを都市計画として定めます。

#### ○ 都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続き等に関し必要な事項を定めることで、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律です。

#### ○ 都市公園

都市公園法に基づき国及び地方公共団体が設置する公園及び緑地のことをいいます。

#### ○ 都市公園法

都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めた法律です。都市における緑とオープンスペースを整備、

保全、活用し、良好な都市環境を形成していくためには、都市公園法に基づく各制度について、その趣旨に則って適確に運用していくことが重要です。

#### ○ 都市施設

都市生活に必要不可欠な施設で、良好な都市環境を保持するための施設の総称です。都市計画法では、道路、都市高速鉄道、河川、公園、緑地、水道・電気・ガス等の供給施設、下水道、ごみ焼却場等が列挙されています。

#### ○ 都市緑地法

良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律です。都市における緑地の保全及び緑化の推進にあたっては、都市計画制度、都市公園制度その他都市における自然的環境の整備又は保全を目的とする制度に加えて、都市緑地法に基づく制度を総合的かつ計画的に活用していくことが重要です。

#### ○ 土地区画整理事業

市街地開発事業の一つです。土地区画整理法に基づき、都市計画地域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画や形質の変更、公共施設の整備に関する事業のことを指します。

#### ○ 特許事業

都市計画法第 59 条の 4 項に基づき、民間事業者が都知事の認可を受けて都市計画事業として実施するものです。区内には都市計画後楽園公園の特許事業として東京ドームシティがあり、公共的スペースとして解放されています。

### 【は行】

#### ○ バリアフリー

障害者や高齢者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去することです。

#### ○ ビオトープ

一般的には、都市や農村、山林等も含むあらゆる場所において生きものの棲み着くことのできる場所をいいます。文京区内においても大規模な公園や庭園等に限らず、街路樹や施設の外構、住宅のみどり等も生きものが棲み着くことのできる場所であるため、文京区生物多様性地域戦略ではビオトープと表現しています。

#### ○ 風致地区

都市計画法に基づき、自然的景観を維持し、樹林地等の緑の保存を図るべき地域に指定する環境保全のための制度です。建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等の行為について規制があります。文京区においては、水道橋より昌平橋にいたる神田川、中央線線路敷を含む一帯(お茶の水)と、江戸川公園、肥後細川庭園、椿山荘を含む神田川沿いの一帯(関口台)の 2 地

区で指定されています。

#### ○ 文京花の五大まつり

毎年四季折々の花をテーマに、湯島天満宮や根津神社、白山神社、播磨坂を会場として行われる、地域が主体となった大きなイベントです。

#### ○ ポケットパーク

道路敷地内の余剰スペースに修景植栽に加えて休憩施設・彫刻等を設置したもので、都市の中の緑のオアシスであるとともに地域のシンボルとなっています。

### 【や行】

#### ○ 容積率

敷地面積に対する建築物の延床面積の割合です。

#### ○ 用途地域

都市計画法に基づき、地域ごとの性格に応じて土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物に一定の制限を加える制度です。全部で13種類があり、文京区内ではそのうちの8種類が定められています。

### 【ら行】

#### ○ 緑視率

人の普通の視野の範囲で撮影された写真を用い、その中に占める樹木等の緑の面積占有から算出される緑の割合のことを指します。

#### ○ 緑被率

樹木地、植栽地、草地等の植物で覆われた面積(緑被地)が、土地の面積に占める割合のことを指します。

